

## 福島区子育て支援専門員会計年度任用職員要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、福島区子育て支援専門員会計年度任用職員（以下「子育て支援専門員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (職 務)

第2条 子育て支援専門員は、福島区役所保健福祉課子育て支援室の相談員として、主に保護者の養育力向上を図るペアレントトレーニング等の事業に従事する。

### (任 用)

第3条 子育て支援専門員の任用について、会計年度任用職員の採用等に関する要綱第2条第1項に規定する必要に応じて定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (2) 社会福祉士
- (3) 公認心理師
- (4) 精神保健福祉士
- (5) 3年以上社会福祉に関する業務に従事した者
- (6) 上記（1）から（5）に準ずる者であって、職務に必要な知識経験を有する者

2 子育て支援専門員の任用選考は、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 筆記試験（論述試験）
- (2) 面接試験（口述試験）

### (再度の任用)

第4条 再度の任用を行う場合は、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案し、2回まで任用ができるものとする。

### (勤務時間等)

第5条 子育て支援専門員の勤務日数及び勤務時間等は次のとおりとする。

- (1) 勤務日数  
1日7時間30分の勤務時間で、週4日の勤務日
- (2) 勤務時間  
午前9時～午後5時15分
- (3) 休憩時間  
45分

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。